(公表用) 固有名詞の一部を 「 」と表記しています。

藤沢市情報公開審査会答申第46号

2014年(平成26年)6月27日

藤沢市長 鈴木恒夫様

藤沢市情報公開審査会 会 長 安 冨 潔

情報公開請求の公開一部承諾決定に関する異議申立てについて(答申)

2013年(平成25年)3月18日付けで諮問された「2012年11月9日代表者会議資料「『片瀬江ノ島駅前再整備計画に関わる起案文書』に係る調査報告について」の「4調査項目及び発言概要」の「国土法の届け出」に係る文書一式」の行政文書公開請求の公開一部承諾決定の件について,次のとおり答申します。

#### 1 審査会の結論

藤沢市長(以下「実施機関」という。)が「2012年11月9日代表者会議資料「『片瀬江ノ島駅前再整備計画に関わる起案文書』に係る調査報告について」の「4調査項目及び発言概要」の「国土法の届け出」に係る文書一式」の行政文書公開請求に対し、2013年(平成25年)2月8日付けでした行政文書公開一部承諾決定処分については、異議申立ての対象部分のうち、土地売買等届出書における実施機関の判断は妥当であるが、土地売買契約書に関しては「収入印紙」、「第2条(売買代金)中に記載の金額、第3条(手付金)第1項の記載すべて、第5条(賃貸借契約の取扱い)第1項中に記載の日付及び第2項中に記載の金額、第6条(売買代金の支払方法)の記載すべて、第7条(登記手続)第1項中に記載の日付、第8条(境界確認等)第1項、同条第3項及び第4項の記載すべて、第11条(公租公課)中に記載の日付、第13条(解除及び違約金)第2項及び第3項中に記載の金額」、「作成日」の部分を除き、公開することが妥当である。

#### 2 事実

(1) 異議申立人は2013年(平成25年)1月18日付けで,実施機関に対し,藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。)第10条の規定により、「2012年11月9日代表者会議資料「『片瀬江ノ島駅前再整備計画に関わる起案文書』に係る調査報告について」の「4

調査項目及び発言概要」の 「国土法の届け出」に係る文書一式」の行政文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

- (2) 実施機関は,本件請求に係る行政文書を,起案日2011年3月4日付け, 件名「届出書内容に係る市町村の意見書について」の起案文書一式であると 特定した。(以下「本件文書」という。)
- (3) 実施機関は2013年(平成25年)2月1日付けで,条例第11条第3項の規定により,異議申立人に対し行政文書公開諾否決定期間延長通知を行った。
- (4) 実施機関は同月8日付けで異議申立人に対し,本件文書のうち土地売買等 届出書及び同届出書に添付された土地売買契約書(以下「本件対象文書」と いう。)の一部を非公開とする行政文書公開一部承諾決定処分(以下「本件処 分」という。)を行った。
- (5) 異議申立人は同月19日付けで,実施機関に対し,本件処分の一部について取消しを求める異議申立てを行った。
- (6) 実施機関は同年3月18日付けで,藤沢市情報公開審査会(以下「審査会」 という。)に対し,条例第18条の規定により,本件異議申立てについて諮問 した。

#### 3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、以下の部分について処分の取消しを求める、というものである。

## ア 土地売買等届出書

- (ア) 「契約の相手方等に関する事項」中の「契約締結年月日」
- (イ) 「対価の額等に関する事項」のうち「土地に対する対価の額等」中の 「単価」、「対価の額」、「平均」及び「合計」

#### イ 土地売買等契約書

収入印紙,第2条から第16条までの条文,契約日付

なお,異議申立人が示す「契約日付」とは,契約書最終頁(委任状を除く) に記載されている本契約書の作成日(以下「作成日」という。)を指すものである。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書及び意見書における主張を総合すると,異議申立 ての理由は次のとおりである。なお,異議申立人から口頭意見陳述は行わな い旨の申し出があったため、口頭による意見聴取は行っていない。

- ア 実施機関に国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく届出(平成23年3月4日)がなされてから相当の期間経過後に行われた本件請求であることから、(1)異議申立ての趣旨に列挙した項目については、条例第6条に該当する不利益を当該法人及び当該個人に及ぼすとまでは認められない。
- イ 「片瀬江ノ島駅前地区再整備計画に係わる起案文書についての聞き取り調査記録」も未だ全部公開されず,起案日2011年3月4日付け「届出書内容に係る市町村の意見書について」に関する文書を全部公開しないのは,市民に対する説明責任を果たしたとは言えない。
- ウ 本件請求の項目は,国土利用計画法によって提出を義務付けられている情報であって,この届出は土地利用の規制をはかる公益上の要請に由来するものであるから,その公開は,むしろ当該法人等がいわゆるコンプライアンスの基幹をなす法令遵守を履行していることを顕すものであるとさえいえるのであって,当該法人等が営む競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるものに該当することにはならないと考えられる。
- エ 国土利用計画法に基づく届出(平成23年3月4日)がなされてから相当の期間経過後に行われた本件請求であることから,条例第8条(公益上の理由による裁量的公開)「実施機関は,公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても,公益上特に必要があると認めるときは,当該行政文書を公開することができる。」で,今後の不祥事再発防止のためにも,時系列的に当該土地価格の変遷を示す文書のひとつとして公開することが説明責任を果たすことになるといえる。
- オ 実施機関は、条例第1条「地方自治の本旨に即した市政を推進する上において、市民の知る権利を保障し、市政を市民に説明する責務を全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、実施機関の保有する情報の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって市政に対する市民の理解を深め、公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。」の趣旨を理解せず、非公開に近い本件処分は不当である。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関の説明を総合すると,本件処分を行った理由は次のとおりである。

#### (1) 本件処分をした理由

ア 本件対象文書は、国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく土地売買

等届出書に係る文書である。この届出は,一定面積上の土地について土地売買等の契約を締結した場合には,当事者のうち土地に関する権利取得者は,契約締結後2週間以内に,市長を経由して都道府県知事に対し,土地売買等契約の当事者の氏名又は名称及び住所,契約を締結した年月日,契約に係る土地の所在及び面積,契約に係る土地に関する権利の種類及び内容,土地利用目的,取引価格等を届け出なければならないものである。

- イ 土地売買等届出書のうち、「契約の相手方等に関する事項」の「契約締結年月日」、及び土地売買契約書のうち、「作成日」については、個人に関する情報であって、土地の売却にあたっては、複数の相手方と交渉する場合もあり、本契約の締結年月日が他の交渉内容との関係に影響を及ぼすこともあるので、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第6条第1号に該当し、また、法人に関する情報であって、当該法人の営業・販売活動に関する情報であり、土地の売却にあたっては、複数の相手方と交渉する場合もあり、本契約の締結年月日が他の交渉内容との関係に影響を及ぼすこともあるので、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第6条第2号に該当する。
- ウ 土地売買等届出書のうち、「対価の額等に関する事項」の「土地に関する対価の額等」の「単価(円/㎡)」、「対価の額(円)」、「平均((b)÷(a))」、及び「合計(b)」については、個人に関する情報であって、財産や収入の状況が明らかになるおそれがあり、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第6条第1号に該当し、また、法人に関する情報であって、当該法人の営業・販売活動に関する情報であり、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第6条第2号に該当する。
- エ 土地売買契約書のうち、「収入印紙」については、売上金額に応じた税額分を貼ることとされており、収入印紙の額面が明らかになることにより、本土地売買契約額が類推されることとなる。これは個人の財産や収入の状況に関する情報であって、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第6条第1号に該当し、また、法人に関する情報であって、当該法人の営業・販売活動に関する情報であり、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第6条第2号に該当する。
- オ 土地売買契約書のうち,第2条から第16条までの「条文」については, 私人間における土地売買契約の内容そのものであり,契約額,手付金額,過

去の賃貸借契約の内容,支払方法,所有権移転の時期と方法,境界確認の相手方等が含まれており,個人の財産収入の状況に関する情報であり,特定の個人が識別され,若しくは識別されうるもの又は特定の個人を識別することはできないが,公開することにより,個人の権利利益を害するおそれがあり,条例第6条第1号に該当し,また,法人に関する情報であって,当該法人の営業・販売活動に関する情報であり,公開することにより当該法人の権利,競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり,条例第6条第2号に該当する。

## 5 審査会の判断

当審査会は,本件諮問事案について審議した結果,次のように判断する。

#### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は,国土利用計画法第23条第1項の規定に基づき,土地売買契約締結後に権利取得者(譲受人)から,実施機関に提出された土地売買等届出書及び同届出書に添付された土地の売買契約書の写しである。

実施機関は土地売買等届出書中の「権利取得者の担当者の氏名」については条例第6条第1号に該当するとして、「権利取得者(譲受人)の印影」については、条例第6条第2号に該当するとして、「契約の相手方に関する事項」欄中の「契約締結年月日」及び「土地に対する対価の額等」欄中の「単価」、「対価の額」、「平均」、「合計」については条例第6条第1号及び同条第2号のいずれにも該当するとして非公開とした。

また,土地売買契約書中の「印影(割印上部)」、「前文中の代理人」、「後書きの甲代理人」、「甲(売主)代理人の住所,氏名,印影」、同契約書の一部である委任状中の「代理人」、「印影(2箇所)」については条例第6条第1号に該当するとして,同契約書中の「印影(割印下部)」、「乙(買主)の印影」については条例第6条第2号に該当するとして,同契約書中の「収入印紙」、「第2条から第16条の条文」、「作成日」、委任状中の「日付」、「記1の文中『次の不動産(以下,本件不動産という)について,株式会社

との間で売買契約を締結すること』以外の部分」については条 例第6条第1号及び同条第2号のいずれにも該当するとして非公開とした。

これに対し異議申立人は一部非公開とされた情報のうち土地売買等届出書の「契約の相手方に関する事項」欄中の「契約締結年月日」及び「土地に対する対価の額等」欄中の「単価」、「対価の額」、「平均」、「合計」並びに土地売買契約書のうち「収入印紙」、「第2条から第16条までの条文」及び「作

成日」を公開すべきと主張しているので,以下検討する。

- (2) 条例第6条第1号及び第2号の該当性について
  - ア 条例第6条本文は、「実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(中略)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたもの(中略)に対し、当該公開請求に係る行政文書を公開しなければならない。」と規定しつつ、同条第1号において、「個人に関する情報(中略)であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」については、公開しなければならないとはしていない。
  - イ また同条第2号において、「法人その他の団体(中略)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」については、公開しなければならないとはしていない。
  - ウ まず,土地売買等届出書の「契約締結年月日」、「土地に関する対価の額等」欄中の「単価」、「対価の額」、「平均」及び「合計」並びに土地売買契約書中の「収入印紙」及び「作成日」について検討すると、これらは私人間の自由な交渉により決定された土地取引の内容であって、契約当事者である個人の資産及び収入に関する情報であることから、公開された場合、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例第6条第1号に該当する。

なお,実施機関は条例第6条第2号の該当性についても主張しているが, いずれも,同条第1号における個人に関する情報に該当することから,同条 第2号の該当性については判断するまでもない。

エ 次に,土地売買契約書の「第2条から第16条までの条文」について検討する。

実施機関は各条の見出しは非公開としておらず,その内容は第2条「売買代金」,第3条「手付金」,第4条「所有権の移転及び引渡し等」,第5条「賃貸借契約の取扱い」,第6条「売買代金の支払方法」,第7条「登記手続」,第8条「境界確認等」,第9条「危険負担」,第10条「完全所有権移転の義務」,第11条「公租公課」,第12条「収益の帰属」,第13条「解除及び違約金」,第14条「費用」,第15条「合意管轄」,第16条「協議」である。

当審査会でこれらの条項についてインカメラ審理を行ったところ, いずれ も土地の売買契約において通常一般的な内容であると認められ, 個人に関す る情報の部分を除けば、これらを公開したとしても条例第6条第1号及び同条第2号に該当する特段の支障は生じないと考えられる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は,別紙のとおりである。

以上

## 別紙

# 審査会の処理経過

田 五 乙 の た で に た と		
年 月 日	処 理 内 容 等	
2013. 3.18	・実施機関から審査会へ諮問書の提出	
3.19	・審査会から実施機関へ非公開理由説明書の提出要請	
7.11	・実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出	
7.19	・審査会から異議申立人へ非公開理由説明書の写しの 送付	
7.24	・異議申立人から審査会へ意見書の提出	
7.26	・審査会から実施機関へ異議申立人の意見書の写しの 送付	
9.12	・審査会から実施機関へ対象文書の提出要請	
10. 1	・実施機関から審査会へ対象文書の提出	
11.28	・実施機関への意見聴取	
2014. 2.27	•審議	
3.27	・審議	
6.27	・答申	

# 第15期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期:2014年2月1日~2016年1月31日)

氏 名	役職名等
安富 潔	慶應義塾大学名誉教授 弁護士 京都産業大学法務研究科客員教授
小澤 弘子	弁護士
青木  孝	弁護士
中津川 彰	弁護士
金井 恵里可	文教大学国際学部准教授

会長 職務代理者